



二戸労基署ニュース

岩手県最低賃金改定【時間額 653円】

岩手県最低賃金が改定され、平成24年10月20日
から 時間額 653円 になります。

パートタイム、アルバイト等を含む雇用する労働者に最低賃金以上の賃金を支払わなければなりません。

平成24年10月20日以降に労働した賃金を時間額653円以上としないと最低賃金違反となりますので点検をお願いします。



改正労働契約法が公布されました。

改正労働契約法が平成24年8月10日に公布されました。

今回の改正は有期労働契約について、下記の3つのルールを規定しています。

無期労働契約への転換

有期労働契約が反復されて通算5年を超えたときは、労働者の申し込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できるルールです。

「雇止め法理」の法定化

最高裁判例で確立した「雇止め法理」がそのままの内容で法律に規定されました。一定の場合には、使用者による雇止めが認められないことになるルールです。

不合理な労働条件の禁止

有期契約労働者と無期契約労働者との間で、期間の定めがあることによる不合理な労働条件の相違を設けることを禁止するルールです。

施行期日： は平成24年8月10日、 と は公布日から1年を超えない範囲内で政令で定める日

改正労働契約法説明会が二戸市で開催されます。

岩手労働局主催の説明会が、二戸市、一関市、宮古市、北上市、盛岡市で開催されます。

参加費無料 事業主・労働者ほか、どなたでも参加できます。(定員になり次第締切)

- 1 日時： 平成24年11月29日(木) 午後1時30分～3時30分
- 2 場所： 二戸市民文化会館（中ホール）
- 3 定員： 300名
- 4 申し込み先： 岩手労働局労働基準部監督課

〒020-8522 盛岡市盛岡駅西通1-9-15 盛岡第2合同庁舎5階
TEL 019-604-3006 FAX 019-604-1534

「労働災害発生状況（平成24年1月～9月）」

- ・ 死亡労働災害： 1件（前年比 -2件）
- ・ 休業4日以上： 89件（前年比 -6件）